

桶川市自主防災組織交付金要綱

(趣旨)

第1条 市は、自主防災組織の育成強化を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚に資するため、自主防災組織（以下「組織」という。）の設立に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金対象団体)

第2条 交付金の交付を受けることができるものは、自治会を単位として、防災活動を行うために組織された団体で、様式第1号の桶川市自主防災組織届出書により市長に届け出たものとする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯数が600を超える自治会については、2以上の団体に区分し、それぞれ交付金の交付を受けることができる。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費は、組織がその設立に際し、別表に掲げる防災資機材を購入するときに要する費用とする。

(交付金の額)

第4条 組織に対する交付金は、組織当たりの額10万円及び設立時の組織構成世帯数に500円を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、この額が40万円を越えるときは、40万円とする。

2 交付金は、購入する資機材の金額を越えない範囲とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする組織の代表者は、様式第2号の交付金交付申請書及び様式第3号の自主防災組織資機材購入計画書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を様式第4号の交付金交付決定（不決定）通知書により前条の申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに様式第5号の資機材購入実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、交付金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

(交付金の返還)

第9条 市長は、交付金の交付を受けた組織が虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき、又は交付金の交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、交付金の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年桶川市告示第24号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

桶川市自主防災組織設立届出書

平成 年 月 日

桶川市長

自主防災組織名

代表者氏名

印

自主防災組織を結成したので、次のとおり届け出ます。

自主防災組織名	
設立年月日	平成 年 月 日
本部を置く場所	電話（ ）
対象区域	
代表者	氏名 住所 電話（ ）
構成世帯数	世帯
添付書類	1 自主防災組織の規約 2 役員（組織）名簿
備考	

様式第2号（第5条関係）

交付金交付申請書

平成 年 月 日

桶川市長

自主防災組織名

代表者氏名

印

桶川市自主防災組織交付金要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	平成 年度	
交付金の名称	桶川市自主防災組織交付金	
交付金限度額	均等割金額 100,000円	
	世帯割金額（構成世帯数×500円≤300,000円） 世帯×500円 = _____ 円	
	計 _____ 円	
申請額	_____ 円	
購入予定年月日	平成 年 月 日	
交付金振込口座	銀行 支店	
	預金種目（普通・当座）口座番号 NO. _____	
	(フリガナ)	
口座名義人		

様式第3号（第5条関係）

自主防災組織資機材購入計画書

自　主　防　災　組　織　名

品　　目	数　　量	単価（円）	金額（円）	備　　考
合計				
添　付　書　類			見　積　書	

様式第4号（第6条関係）

桶川市自主防災組織交付金決定通知書

第 号

年 月 日

自主防災組織名

代表者名

桶川市長

平成 年 月 日付けで申請のあった交付金の交付申請について、
次のとおり決定したので通知します。

申請額 円

交付決定額 円

様式第5号（第7条関係）

資機材購入実績報告書

平成 年 月 日

桶川市長

自主防災組織名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け桶安第 号で交付決定通知を受けた交付金について桶川市自主防災組織交付金要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

年 度	平成 年度
交付金の名称	自主防災組織交付金
資機材購入合計額	円
交付金額	円
添付書類	購入資機材の領収書（又は購入を証する書類）

別表（第3条関係）

サイレン付メガホン	担架	救急セット	はしご	ロープ
毛布	消火バケツ	消火器（及び格納庫）	強化ライト	
発動発電機投光機セット	誘導旗	腕章	ヘルメット	
防災ずきん	ござ	防水シート	土のう袋	炊き出し用具
ポリタンク	キャンバス水槽	ろ水機	防災資機材収納庫	
排水ポンプセット	バール	かけや	つるはし	ジャッキ
スコップ	リヤカー	一輪車	工具及び工具箱	
その他市長が必要と認めるもの				